

●香川県告示第234号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年4月30日

香川県知事 浜田恵造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)	(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)
第4条 略	第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) <u>国又は地方公共団体が納付する高等技術学校の使用料のうち前納が困難であるもの及び高等技術学校の使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する納定期限が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの並びに高等技術学校における実技訓練により生じる生産品の売扱代金</u>	(3) 高等技術学校における実技訓練により生じる生産品の売扱代金
(4)～(38) 略	(4)～(38) 略
<u>(39)・(40) 略</u>	<u>(39) 国又は地方公共団体が納付する高等技術学校の使用料のうち前納が困難であるもの</u>
	<u>(40)・(41) 略</u>

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。